

医療費助成制度

学生健康保険組合

医療機関による診察・治療等を受けたときは、本人負担分を一定の範囲内で給付しますので、月ごと、診療科ごとにとりまとめ、診療月の翌月以降、3ヶ月以内に保健センターへ申請してください。院外処方も対象です。

◎対象

全学生（大学で行われる定期健康診断を受診した者）



◎申請に必要なもの

- ① 医療費請求書
- ② 医療機関の領収書（または医療費請求書に直接医療機関の証明が記載されたもの）
- ③ 組合員証（学生証）
- ④ 振込口座が確認できるもの（預金通帳 又は キャッシュカード）



◎支払額について

疾病、負傷の保険適用診察費（医療機関での個人負担分）とし、

- ・ **申請書1枚の診療額1,000円以上（診察分と院外処方箋、同疾患継続受診は合算可）が対象**となります。また、100円未満は切り捨てになります。
- ・ **給付額の上限**は、外来診療は申請月ごとに**10,000円**、1年間**70,000円**です。入院を伴う場合は、月額、年額ともに外来と合わせて**100,000円**を上限とします。

※健康診断や予防接種など、保健適用外（100%自費）の医療費に関する給付はありません。

※医療費請求書は保健センター備え付けのものを使用するか、HP ▶ 保健センター ▶ 医療費助成制度からダウンロードしてください。

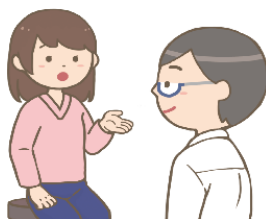
※申請手続きに来校が困難な場合は、郵送での受付を行っています。

申請に必要なもの（①・②は原本、③・④はコピー）を保健センターに郵送してください。

診療月の翌月以降3ヶ月以内（必着）とし、保健センターへの到着日を受付日とします。

4カ月目以降に届いたものは、無効となりますのでご注意ください。

※詳細については、保健センターへお問い合わせください。



【保健センター】4号館1階

TEL：0554-43-4341（内線600）

e-mail：st-kenko@tsuru.ac.jp